

国立大学法人琉球大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学の役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、文部科学省国立大学法人評価委員会の行う業績評価の結果を勘案し、経営協議会の議を経て、当該役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内で増額又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	一般職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給与が減額になったことに準拠して、報酬月額について0.3%、期末特別手当について6月期を0.15月、12月期を0.10月それぞれ減額した。
理事	一般職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給与が減額になったことに準拠して、報酬月額について0.3%、期末特別手当について6月期を0.15月、12月期を0.10月それぞれ減額した。
理事(非常勤)	該当なし
監事	一般職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給与が減額になったことに準拠して、報酬月額について0.3%、期末特別手当について6月期を0.15月、12月期を0.10月それぞれ減額した。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,564	千円 12,780	千円 4,784	千円 ()			
A理事	千円 13,935	千円 10,104	千円 3,782	千円 49 (通勤手当)			※
B理事	千円 13,935	千円 10,104	千円 3,782	千円 49 (通勤手当)			
C理事	千円 13,935	千円 10,104	千円 3,782	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 10,979	千円 8,418	千円 2,541	千円 20 (通勤手当)	6月1日		※

E理事	千円 12,378	千円 7,840	千円 3,108	千円 49 (通勤手当) 564 (地域手当) 816 (単身赴任手当)			◇
F理事	千円 1,694	千円 1,686	千円	千円 8 (通勤手当)		5月31日	
A監事	千円 12,919	千円 9,400	千円 3,519	千円 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 480	千円 480	千円	千円 ()			

注1 「地域手当」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

注2 「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3 総額、各内訳について千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画(人的資源の有効かつ適正な配置を行い、人件費の抑制を図る。)に留意し、当法人で決定された当初予算の範囲内で運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種を参考とし、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

当大学で定めた職員の評価基準を基に、職員の成績等を考慮し、本給の昇給・昇格及び勤勉手当に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に同日前1年間の勤務成績に応じて、1号数から7号数の範囲で昇給させることができる。
昇格・降格	昇格: 教員については、本学が定める必要経年数を有している者は、職制に応じて上位の級に決定出来る。(国家公務員の給与制度に準拠) 教員以外の職員については、特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)
	降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- (1) 単身赴任手当の支給対象者を改める改正(平成21年4月1日適用)
 - ・ 支給対象者を「雇用の事情等を考慮して学長が指定する職員」に限定した。
 - ・ 現在の受給者については、平成24年3月31日で支給を終了することとした。
- (2) 新たに教員免許状更新講習手当を設ける改正(平成21年4月1日適用)
 - ・ 必修講座は8,000円、選択講座は7,000円をそれぞれ1時間あたりの手当として設けた。
- (3) 管理職手当支給対象役職の一部を改める改正(平成21年4月1日適用)
 - ・ 農学部の組織改編に伴い管理職手当支給対象役職表の学科長名を改組後の学科長名にそれぞれ改めた。
- (4) 職員の給与水準の見直しに関する改正(平成21年12月1日適用)
 - ・ 国家公務員の本給表が減額改定になったことに準拠して、各本給表の月額を平均0.2%減額改正した。
- (5) 賞与の支給割合の見直しに関する改正(平成21年12月1日適用)
 - ・ 国家公務員の期末手当・勤勉手当の支給割合が減じられたことに準拠して、期末手当を年間0.25月分、勤勉手当を0.1月分それぞれ減額改定することとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,407	46.2	6,771	4,991	49	1,780
事務・技術	320	45.2	5,471	4,066	49	1,405
教育職種 (大学教員)	705	48.9	8,183	5,990	47	2,193
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	267	40.9	5,040	3,761	50	1,279
技能・労務職種	19	54.3	5,333	3,970	80	1,363
教育職種 (附属義務教育学校教員)	36	41.9	6,442	4,834	63	1,608
医療職種 (病院医療技術職員)	60	42.5	5,462	4,067	59	1,395

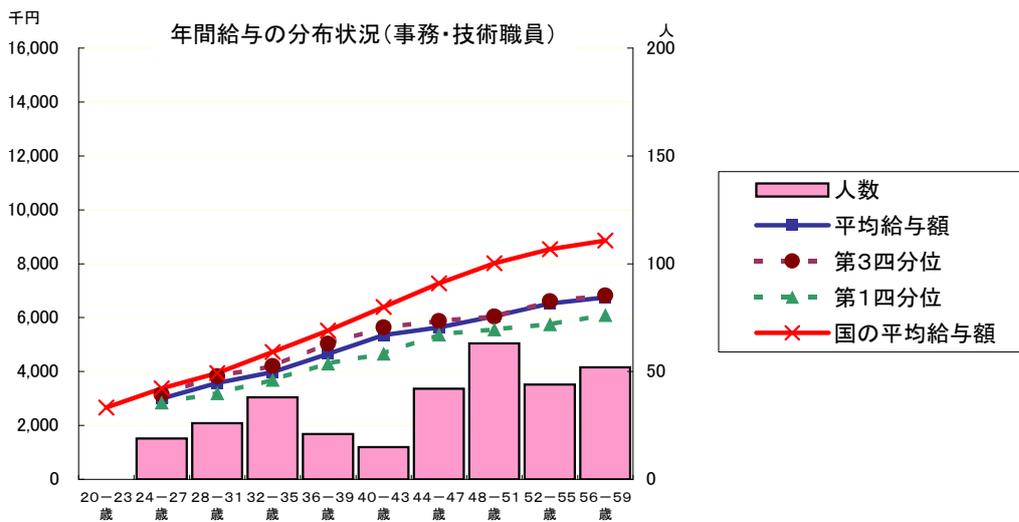
非常勤職員	138	33.2	3,262	2,755	46	507
事務・技術	21	47.6	3,781	2,864	54	917
教育職種 (大学教員)	4	39.8	5,606	4,267	32	1,339
医療職種 (病院医師)	59	32.8	2,728	2,728	40	0
医療職種 (病院看護師)	43	26.1	3,389	2,558	44	831
技能・労務職種	1	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医療技術職員)	10	31.4	3,720	2,848	41	872

注1 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2 「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」については該当者がいないため、表の作成を省略した。

注3 非常勤職員の「技能・労務職種」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

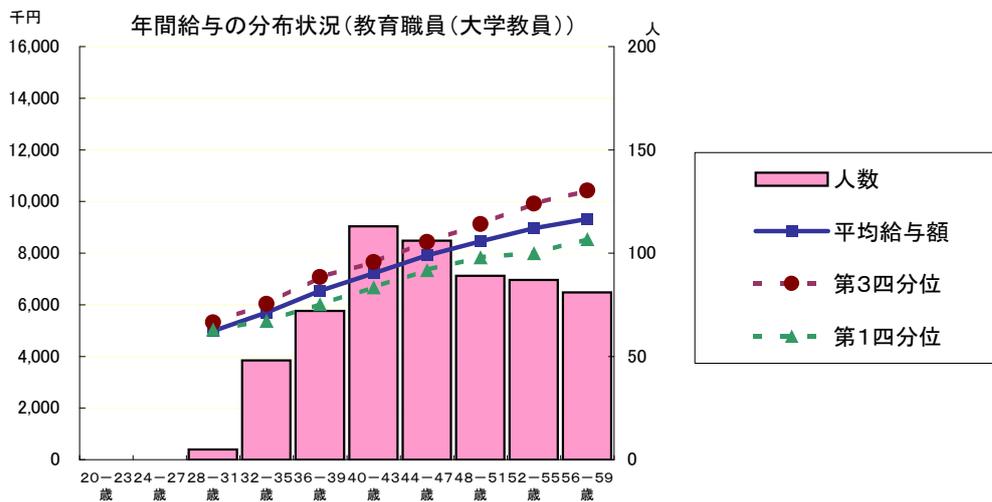
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		歳	千円	千円	千円
部長	5	53.9	10,246	10,679	11,245
課長	19	54.5	7,573	8,015	8,772
課長代理	29	54.4	6,355	6,474	6,720
係長	151	48.4	5,456	5,671	6,008
主任	43	45.6	4,266	5,053	5,752
係員	73	31.8	3,147	3,671	4,052

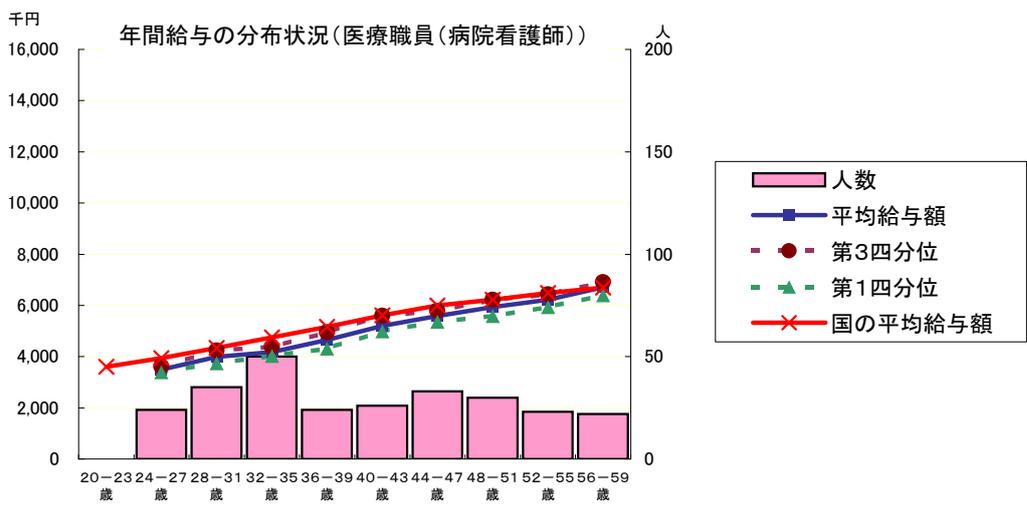
注「課長」には、課長相当職である「事務長」、「課長代理」には、課長代理相当職である「室長、事務長代理及び専門員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		歳	千円	千円	千円
教授	284	55.3	8,960	9,720	10,391
准教授	220	46.4	7,188	7,725	8,224
講師	52	46.0	6,749	7,141	7,595
助教	133	40.8	5,809	6,160	6,561
助手	1	-	-	-	-
教務職員	15	48.5	4,851	5,266	5,647

注「助手」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	3	55.8	—	—	7,186	—	—
看護師長	81	49.0	5,591	6,420	5,916	6,420	6,420
看護師	182	37.0	3,916	5,229	4,520	5,229	5,229

注1 「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注2 「副看護部長」の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1分位」及び「第3分位」の事項については記載していない。

注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員主任	主任係長	係長, 課長代理, 課長	課長代理課長
人員(割合)	320人	22人 (6.9%)	59人 (18.4%)	170人 (53.1%)	38人 (11.9%)	14人 (4.4%)
年齢(最高～最低)		29～24歳	45～27歳	59～34歳	59～43歳	59～45歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,644～2,082千円	4,173～2,330千円	4,949～2,748千円	5,054～4,133千円	6,824～4,758千円
年間給与額(最高～最低)		3,482～2,803千円	5,274～3,135千円	6,646～3,702千円	7,007～5,667千円	8,772～6,542千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長事務局長	事務局長	事務局長
人員(割合)		12人 (3.8%)	4人 (1.3%)	1人 (0.3%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		59～43歳	56～49歳	-	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		7,260～5,649千円	8,470～7,319千円	-	～	～
年間給与額(最高～最低)		9,416～7,612千円	11,275～9,747千円	-	～	～

注 8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	705人	15人 (2.1%)	134人 (19.0%)	52人 (7.4%)	220人 (31.2%)	284人 (40.3%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		58～30歳	61～31歳	63～31歳	64～33歳	64～41歳	
所定内給与年額(最高～最低)		4,315～2,699千円	5,792～3,358千円	6,278～3,861千円	7,105～4,166千円	9,120～5,351千円	
年間給与額(最高～最低)		5,839～3,629千円	7,737～4,494千円	8,441～5,219千円	9,635～5,588千円	12,630～7,408千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長 看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	267人	該当者なし (0%)	181人 (67.8%)	66人 (24.7%)	16人 (6.0%)	3人 (1.1%)	1人 (0.4%)	該当者なし (0%)
年齢(最高 ～最低)		～	58～24歳	57～30歳	59～43歳	57～53歳	-	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,926～2,230千円	5,024～3,208千円	5,063～4,053千円	5,436～4,947千円	-	
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,624～3,004千円	6,706～4,382千円	7,021～5,599千円	7,504～6,960千円	-	

注 6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 65.9	% 64.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.1	% 34.1	% 35.5
	最高～最低	% 45.6～33.0	% 46.1～29.1	% 44.6～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 68.5	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 31.5	% 33.4
	最高～最低	% 42.4～31.6	% 38.0～27.8	% 39.3～29.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 68.5	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 31.5	% 33.8
	最高～最低	% 46.9～33.3	% 42.4～29.4	% 44.6～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 68.6	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 31.4	% 33.4
	最高～最低	% 42.4～32.0	% 38.0～28.6	% 40.1～30.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 68.5	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 31.5	% 33.6
	最高～最低	% 42.4～31.4	% 33.9～27.8	% 38.1～30.0

注 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

78.7
92.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

92.0

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

92.8
94.9

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 78.7	
	参考	地域勘案 84.9
		学歴勘案 77.0
	地域・学歴勘案 84.1	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.8% (国からの財政支出額 13,616百万円、支出予算の総額 34,246百万円：平成21年度予算) 【検証結果】 本学の給与水準は、対国家公務員指数が78.7%であり、適正なものとなっている。	
	【累積欠損額について】 —	
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に、適正な給与水準を維持する。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.8	
	参考	地域勘案 95.7
		学歴勘案 92.0
	地域・学歴勘案 93.6	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.8% (国からの財政支出額 13,616百万円、支出予算の総額 34,246百万円：平成21年度予算) 【検証結果】 本学の給与水準は、対国家公務員指数が92.8%であり、適正なものとなっている。	
	【累積欠損額について】 —	
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に、適正な給与水準を維持する。	

○教育職員(大学職員)と国家公務員との給与水準の比較指標 89.3

注 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

【なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。】

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	12,043,121	12,500,201	△457,080	(△3.7)	△981,803	(△7.5)
退職手当支給額 (B)	1,804,607	1,912,880	△108,273	(△5.7)	645,192	(55.6)
非常勤役職員等給与 (C)	2,850,006	2,579,125	270,881	(10.5)	1,156,993	(68.3)
福利厚生費 (D)	1,722,142	1,771,394	△49,252	(△2.8)	△43,318	(△2.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	18,419,876	18,763,600	△343,724	(△1.8)	777,064	(4.4)

注1 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」については、平成18年4月に本給表の水準を全体として4.8%引き下げたことによる影響、平成21年に賞与の支給割合を0.35月分引下げたこと、職員の定員削減等により、対前年度比3.7%(457,080千円)減となっている。

・「退職手当支給額」については、定年退職者数が減少したことにより、対前年度比5.7%(108,273千円)減となっている。

・「非常勤役職員等給与」については、外部資金による雇用、附属病院収入増対策のため非常勤職員の雇用などを増やしたこと等により、対前年度比10.5%(270,881千円)増となっている。

・中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」こととし、中期計画において、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」こととしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	13,496,968	12,775,587	12,634,833	12,500,201	12,043,121
人件費削減率 (%)		△5.3	△6.4	△7.4	△10.8
人件費削減率(補正值) (%)		△5.3	△7.1	△8.1	△9.1

注1 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

注2 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。